

## SDGsに関連する各部局の取組について

1. 環境部	1
2. 子ども生活福祉部	4
3. 保健医療部	5
4. 農林水産部	6
5. 商工労働部	10
6. 文化観光スポーツ部	12
7. 教育庁	13



# 【令和3年度】 世界自然遺産登録推進事業

**事業概要**

奄美・沖縄の世界自然遺産登録を目指すなかでユネスコの諮問機関IUCNから示された課題を踏まえ、遺産登録後、将来にわたって遺産価値の維持と適正利用の両立を図る取組を実施する。

○事業期間：平成25年度～令和3年度  
 ○総事業費：1,196百万円(うち国費：957百万円)  
 ○補助率 国庫：県単＝8：2

**R3年度実施内容**

事業費(R3)：238百万円  
 (国庫額：191百万円、補助率 8/10)

うち、委託料・補助金 233百万円  
 事務費 5百万円

**事業実施の目的**

- ・IUCNからの指摘への対応
- ・遺産価値の維持と適正利用の確立

## IUCNから指摘された課題

- 1 地域関係者の推薦地管理への参画
- 2 実効性のある観光管理の仕組みの構築
- 3 希少種の交通事故対策
- 4 外来種対策の推進
- 5 希少種の密猟対策

## 事業内容(委託・補助)

- 1 地域社会との協働による遺産の管理体制の構築
  - ①遺産の管理体制の運営
  - ②遺産周辺計画誘導モデル事業
  - ③世界自然遺産地域振興モデル事業
  - ④遺産管理への地域参画推進
- 2 イリオモテヤマネコ交通事故防止対策の推進
- 3 ノイヌ・ノネコ対策
  - ①ノイヌ・ノネコの捕獲・排除
  - ②犬猫遺棄防止等に係る普及啓発
- 4 普及啓発
- 5 希少野生生物密猟・盗採防止対策

## 事業効果

- ・地域社会の参加と協働による遺産管理の実施
- ・適正利用の推進体制の構築
- ・遺産価値(生物多様性・生態系)の維持
- ・遺産価値の保全等に対する理解の醸成

**【 将来目標・波及効果 】 遺産価値の維持と適正な利用の両立による持続的な地域振興**

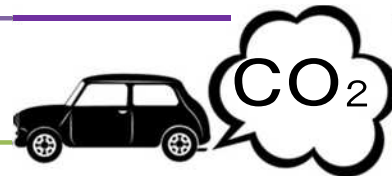
# 公用車の電動化による地球温暖化対策の推進について (R3年度新規：電動車転換促進事業(302,246千円))



## 事業概要

- 地球温暖化対策の一環として、令和3年度から、県(知事部局)が所有する全ての公用車(特殊車両、特定用途車両等を除く)を順次、電動車(EV・PHV)に転換する。
- 令和3～7年度の5年間で集中期間とし、現在約600台ある普通乗用車の6割(350台)を電動車に転換する。
- また、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた充電設備を初年度は2箇所を設置し、その効果を検証しながら、令和4年度以降も増設し、充電時についても温室効果ガスの排出ゼロを目指す。

## 本県の課題



- 温室効果ガス排出割合は運輸部門が最も多い
- 本土より電力の二酸化炭素排出係数が1.5倍高い
- 国は2030年代半ばに新車販売を全て電動化と発表


## 必要な対策



- 電動化による温室効果ガスの削減
- 再エネによる充電環境の整備
- FITを終了した再エネの活用等

# 導入計画とその効果

導入初期は電気とガソリン両方で走ることができるプラグインハイブリッド(PHV)を導入。充電環境を整えEVへ

1. 電動車転換促進事業		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	累計	～R11年
	導入台数	59台	70台	70台	70台	81台	350台	600台
	導入率	10%	22%	33%	45%	60%		100%
削減効果(トン/年)		30	65	100	135	175		300

※現在のガソリン車と比較して0.5t/台/年で減少

今後、電力の二酸化炭素排出係数が下がっていくことで削減効果が大きくなっていく

## 2. 脱炭素型充電設備導入モデル事業

再エネ100%



太陽光発電 6.5kW・年68,000kW

充電機 16.8kW PHV2台分

PHV(8.8kW)1回の充電で60km走行

北部・中部合同庁舎に設置予定

利活用状況等を検証し増設を検討

## 災害時のレジリエンス強化

EV・PHVともに、車内に最大1500W対応のAC100Vコンセントを備えており、災害による停電時に照明や通信機器等に電力を供給することができる。



災害時の電力供給

# 「沖縄県食品ロス削減推進計画」策定に向けた考え方

## 計画策定の背景

- 令和元年5月「食品ロスの削減の推進に関する法律」が可決・成立。同年10月施行。
- 国は法第11条に基づき食品ロスの削減に関する政策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定（令和2年3月）。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定。

## 食品ロスの現状と課題

- ・日本は大量の食料を輸入し海外に依存する一方大量の食品ロスを排出（一人一日約132g）
- ・国内の食品ロス量の現状：年間612万トン（事業系：328万トン、家庭系：284万トン）
- ・食品ロスの削減は世界的な課題でもあり「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）において、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料の廃棄の半減を目標として設定⇒SDGs「目標12.3 持続可能な生産消費形態を確保する」

## 国の取組

### 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）

#### 国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体が連携し国民運動として食品ロスの削減を推進

- ・国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力
- ・食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施にあたっては、この法律の趣旨、内容を踏まえ食品ロスの削減を適切に推進
- ・政府は基本方針を策定、基本的施策を明記
- ・都道府県、市町村は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

### 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月策定）

#### I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

- 1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義
- 2 我が国の食品ロスの現状
- 3 基本的な方向  
食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」でなく「我が事」と捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要

#### II 食品ロスの削減の推進内容に関する事項

- 1 求められる役割と行動
- 2 基本的施策（6項目）

#### III その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

- 1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画
- 2 関連する施策との連携
- 3 食品ロスの削減目標等
- 4 実施状況の点検と基本方針の見直し

#### 基本的施策（6項目）

- ①教育及び学習の振興、普及啓発等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③表彰
- ④実態調査及び調査・研究の推進
- ⑤情報の収集及び提供
- ⑥未利用食品を提供するための活動の支援等

## 県の取組

## 沖縄県食品ロス削減推進体制の構築

### ○沖縄県食品ロス削減推進県民会議の設置

全県的に食品ロス削減を推進する必要性から行政、民間事業者、消費者報道関係団体等で構成し、食品ロス削減推進計画を決定するとともに、食品ロス削減取組の成果を検証する。

### ○沖縄県食品ロス削減推進会議の設置

知事、副知事、知事部局長及び教育長（11部局長）で構成し、庁内における部局横断的な施策等を立案・協議し県民会議に諮る。

## 沖縄県食品ロス削減推進計画の策定

- 令和4年3月に「沖縄県食品ロス削減推進計画」を策定・公表（令和3年～12年度まで10年計画 5年目見直し）
- 食品ロスをめぐる情勢や課題を整理し、地域の特性等を踏まえて沖縄県の基本的施策を実施。
- 沖縄県の数値目標（事業系食品ロス及び家庭系食品ロス）を設定し食品ロス削減を推進
- 計画策定後はPDCAサイクルによる進捗管理を行い食品ロス削減取組みの成果を検証する。

### （参考）食品ロスと各SDGs目標と関連

食品ロスの削減、食品リサイクルの推進、環境と関わり深いゴールの達成を通じて、経済・社会の諸課題の同時解決につなげることが重要。









## 海洋保護区によるサンゴ礁域の持続的な漁業推進事業（概要）

経費区分：D 1（ソフト交付金） 事業期間：平成29年度～令和3年度  
 関係機関：水産海洋技術センター、八重山農林水産振興センター、各関係漁協等

### 1. 事業概要

サンゴ礁域の水産資源の回復及び持続的利用を目的とした海洋保護区を推進するため、保護区の効果調査、持続的運営体制の構築、新規保護区の検討を実施し、沖縄県の持続的な漁業を推進する。

### 2. これまでの主な取り組みと成果（平成29年度～令和元年度）

- (1) 水産資源の持続的利用を目的とした、既存の保護区の効果調査を行った。
- (2) 保護区の効果を評価するとともに、漁業者協議会の活動や協議を支援し、保護区の拡充を図った。

### 【成果①】八重山海域の産卵場保護区の拡充

**令和3年度版 産卵場保護区**  
 水産資源を守るため、各種保護区が設けられています。これらの海域では、それぞれのルールを守ってください！

■ **川平・名蔵保護水面**（沖縄県漁業調整規則第33条）  
 保護期間：**周年**  
 【川平湾】魚類、たこ類、いか類、ひとえぐさ(あーさ)以外の水産動植物の採捕禁止  
※ただし、たこ類のうち、シマダコ、フモンダコ、サメハダテナガダコの3種は漁業権対象のため、原則、漁協組合員以外が獲ってはなりません。  
 【名蔵湾】すべての水産動植物の採捕禁止

ここでこの潮干狩りはしないでね！

■ **産卵場保護区**（沖縄海区漁業調整委員会指示第2号）  
 保護期間：**4月12日～6月9日**  
（旧暦：3月1日～4月30日）  
 内 容：すべての水産動植物の採捕禁止（レジャーでの釣りも禁止）  
※漁業、レジャー、ダイビング等による航行や停泊も自粛をお願いします。

産卵場保護区では、保護区周辺にパイを立てられています。また、新築船による船尾用パイが設置される場合があります。周辺での航行時にはご注意ください。

産卵場保護区では、いろいろな魚が産卵するよ

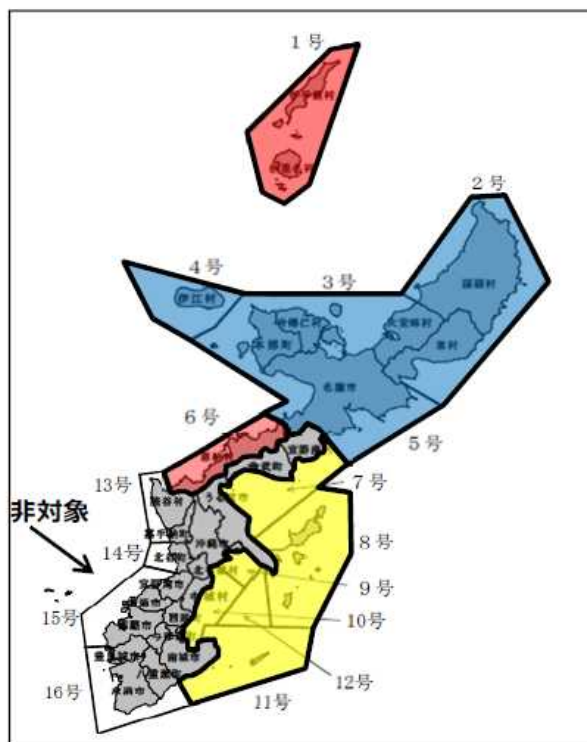
沖縄県水産海洋技術センター-石垣支所 (TEL: 0980-88-2255) 採捕ルールの関連情報 (県水産課HP)  
 八重山農林水産振興センター-農林水産課 (TEL: 0980-82-2342)  
 水産技術研究所八重山庁舎 (TEL: 0980-88-2571)  
 八重山漁業協同組合 (TEL: 0980-82-2448) 魚の研究 豆知識

- ① 沿岸性魚類（イソフエフキ、ナミハタ等）の産卵場6箇所を、漁業者が自主的な取り組みとして保護区に設定。
- ② 漁業者とともに調査を実施。保護区の運営や協議を支援。
- ③ 科学的に保護区の効果が検証され、令和3年度より、公的規制（沖縄海区漁業調整委員会指示）へ移行。





## 【成果②】 漁獲サイズ制限区域の拡大



スジアラ (全長 40cm 未満禁止)



シロクラベラ (全長 35cm 未満禁止)

### 図. 委員会指示対象海域

共同漁業権区域のうち、色塗りが委員会指示の対象区域

- H27年4月から開始
- H29年4月から開始
- H31年4月から開始
- 非対象 (令和3年4月時点)

- ① 沖縄島北部において、沖縄の三大高級魚とされる2魚種：スジアラ（沖縄名：あかじん）及びシロクラベラ（まくぶ）について、漁獲サイズ制限を内容とする漁業者の自主的な管理策が平成15年に開始。
- ② その結果、北部海域では、両種ともに顕著な資源の増加傾向がみられるなど、科学的な効果が検証されたことから、平成27年から公的規制（沖縄海区漁業調整委員会指示）へと移行。
- ③ その後、関係漁協への説明を通じて、徐々に公的規制の区域が拡大。ただし、現在のところ、漁業による漁獲が対象であり、遊漁者へは適用されていない。

## 3. 現在の取り組み（令和2～3年度）

- (1) 遊漁による採捕が、スジアラ等の資源に一定の影響を与えている可能性が高いことから、遊漁による採捕の実態調査を実施する。
- (2) スジアラ等について、遊漁の影響を考慮した資源評価を行い、管理策を策定する。
- (3) 資源評価の結果、遊漁の影響及び管理策の効果について、県民、遊漁者に対し広報を行う。

⇒ 漁獲サイズ制限の公的規制の対象に遊漁者を含めるとともに、現在対象となっていない西海岸を含め、沖縄諸島全体への区域拡大を目指す。







多面的機能支払交付金事業 (R1~R5)

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援。

《目的》

- ① 農業者及び地域共同による農地・農業用水等の地域資源の基礎的な保全管理活動と適切な保全管理のための推進活動(多面的機能支払交付金-農地維持支払)
- ② 地域資源の質的向上を図る共同活動と施設の長寿命化のための活動(多面的機能支払交付金-資源向上支払)
- ③ 上記交付金の交付や円滑な事業実施のために必要な県推進協議会、県、市町村の活動経費(多面的機能支払推進交付金)

○事業体系スキーム

●支援交付金(共同)

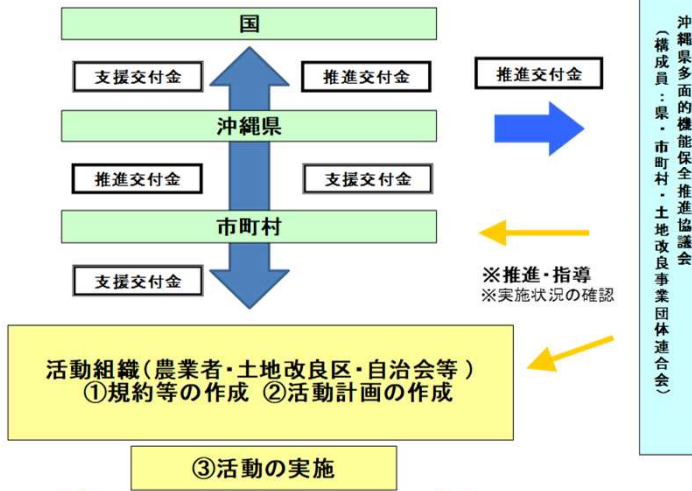
	10a当たり単価
田	3,300円/10a
畑	2,100円/10a
草地	300円/10a

※県基本方針に基づき、基本単価の7.5割  
※国:1/2、県1/4、市町村1/4

●支援交付金(長寿命化)

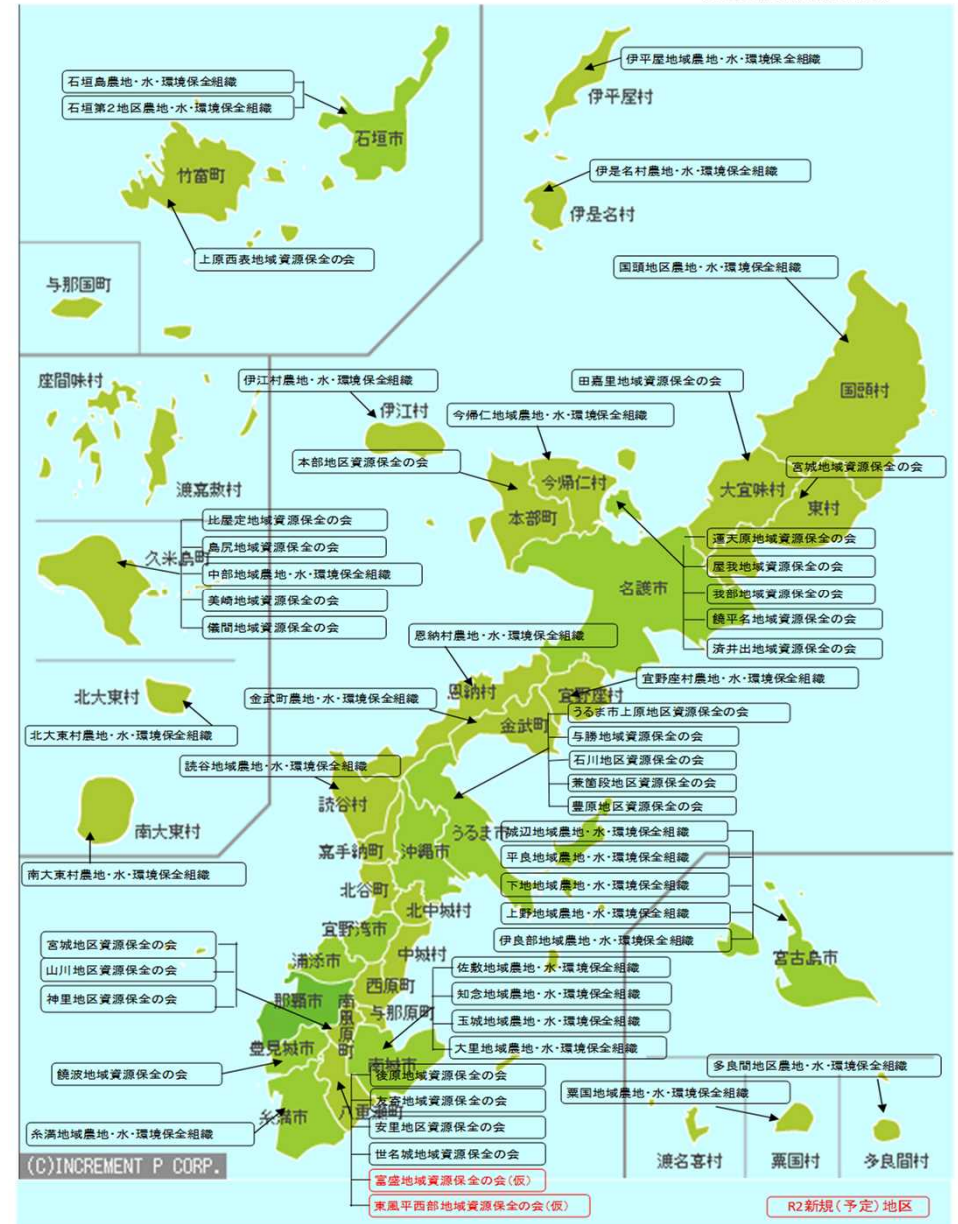
	10a当たり単価
田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a

※国:1/2、県1/4、市町村1/4



活動組織図位置図

(令和2年度事業対象: 54組織)



# 波照間島におけるMGセット実証について

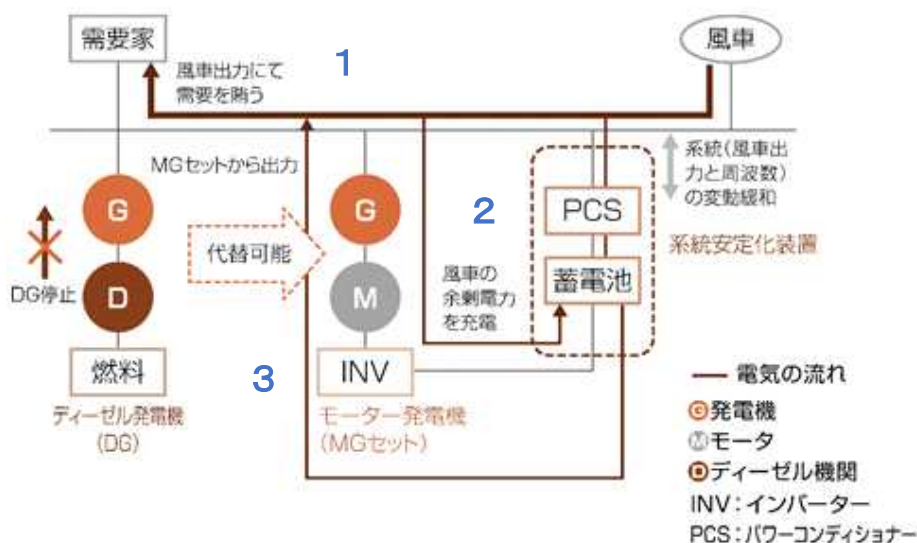
## 1 事業概要

### ○事業名

「小規模離島における再生可能エネルギー最大導入事業（小規模離島における再生可能エネルギー最大導入事業）」【一括交付金事業】  
（平成28年度～令和3年度）

○目的：沖縄県は、再生可能エネルギー（再エネ）を安定的に最大限導入することを目的に、波照間島において可倒式風力発電の電力の一部を駆動源としたモーター発電機（※MGセット）の実証を行っています。なお、MGセットを実際の電力系統にて活用するのは日本初となっております。

※簡易イメージのため転載不可



再エネ 100%供給イメージ図

- 1 風車出力により優先的に系統の電力をまかなう
- 2 風車の余剰電力を蓄電池に充電
- 3 ディーゼル発電機（動力源：重油）の代わりに、2の蓄電池（動力源：再エネ）の電力でモーターを回し、発電機を動かす。

※波照間島の事業所及び住宅（275世帯・514名）を含む島内の全てに再エネ由来の電力を供給



## 2 これまでの成果

### 【再エネ 100%による約 10 日間(229 時間 27 分)連続電力供給】

○達成日：令和 2 年 11 月 27 日（金）午後 18 時 21 分～  
令和 2 年 12 月 7 日（月）午前 7 時 48 分まで  
約 10 日間（229 時間 27 分）

※これまでの主な再エネ 100%電力供給実績

- ・平成 30 年 11 月 27 日（火） 午前 5 時 35 分～7 時 20 分（1 時間 45 分）
- ・令和 2 年 10 月 6 日（火） 午前 9 時 49 分～12 時 20 分（2 時間 31 分）
- ・令和 2 年 11 月 10 日（火） 午前 11 時 33 分～  
令和 2 年 11 月 14 日（土） 午後 3 時 49 分まで約 4 日（100 時間 16 分）

○場 所：波照間島

○電 源：可倒式風力発電（2 機）および風力発電由来の電力で駆動するモーター発電機（MGセット）出力

※実証時の島内需要は約 290kW～440kW

可倒式風車出力：490kW(定格)

※再エネ 100%運転時は波照間電力系統において供給力電源であるディーゼル発電機全台（5 機）が停止した状態で、島内の電力需要を賄った。

## 3 参 考（波照間島の概況）

○面 積：12.73k m<sup>2</sup>

○距 離：沖縄本島から約 460km

○世帯数：275 世帯

○人 口：514 人

※沖縄県「離島関係資料（令和 2 年 3 月）」より引用

# 国際協力 & SDGsに関する学習教材



## 経緯・概要

将来の国際協力・貢献活動を担う次世代の人材を育成するため、県内の高校生をアジア・太平洋地域の開発途上国等に派遣する「国際協力レポーター事業」、県内学校で国際協力に関する出前講座を実施する「国際協力理解促進事業(出前講座)」を実施している。

令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、海外派遣は中止したが、コロナ禍においても国際協力の学習機会を確保するため、学習教材(動画コンテンツ及び冊子)を制作し、県内の高校64校や関係機関等に配付した。

学習教材は事業ウェブサイトにも掲載しており、学校の授業をはじめ、学生個人がいつでも、どこでも活用可能となっている。( <http://oicyouths.info/materials.html> )

## 教材の内容

国際協力の意義や必要性、沖縄ならではの国際協力、JICA海外協力隊経験者による体験談のほか、「国際協力レポーター事業」派遣経験者インタビュー(派遣が現在にどう繋がっているか)、沖縄の高校生・大学生が行動した国際協力・SDGsアクション(派遣先での幼稚園建設や障害者支援等に係る募金や寄付、現在通学する学校にSDGsブース設置等)を紹介。

何かが変わる! 誰が変わる! 沖縄ならではの国際協力! 平和と公正をすべての人に 動画とパンフレットを一緒に活用して学ぼう! 動画とパンフレットはこちら! 今こそ、高校生にできるアクションを探してみよう! チャンスとモチベーションを奪われた沖縄県のすべての学生へ 国際協力・交流への関心の火が湧いてしまわないように、 「沖縄発の国際協力×SDGs」をまとめました。

大きな国際協力人材育成事業(通称OICYOUTHS)は、2013年度から7年度まで、県内の高校生計1645名を海外に派遣してきた事業です。2020年度は、沖縄県の中学生を対象に学習教材を制作しました。学校の授業での活用はもちろんのこと、学生ひとりでも活用できます。本事業はホームページでご覧ください。 <http://oicyouths.info/materials.html>

沖縄県 沖縄県文化観光スポーツ部 国際課 電話 098-857-1404 FAX 098-866-2479 E-MAIL oicyouths@pref.ocn.ne.jp 令和2年度おきなわ国際協力人材育成事業

# SDGs達成のための教育推進事業

令和3年度予算要求額: 8,967千円

資料9

## 事業目的

小・中・高・特支をはじめ県内の教育現場におけるSDGs達成の担い手を育む多様な教育活動(ESD)を支援し、担い手に必要な資質・能力の向上を図る。

## 事業効果

SDGs達成を目指した教育活動が、あらゆる教育・学習の側面に取り入れられることにより、新しい時代に必要となる自立的に考え行動に移す力、問題解決能力等の資質・能力を有する人材の育成につながる。

## SDGsとは

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成された行動計画

## ESDとは

持続可能な開発のための教育(ESD)のことで、SDGs達成に必要な教育活動

## 事業概要

### 教育推進体制の確立

○SDGs庁内連絡会(仮称)での協議

### 学校教育で「SDGs」「ESD」の理念の浸透

- 初任者・中堅教諭対象の研修会
- 学校管理職・教育委員会の説明会
- 6地区での教職員対象研修

### 「ESD」教育の実践支援

- 研究指定校(小・中・高・特支)
- 主事等を派遣し、校内研修の実施
- 実践事例集の作成・配布
- 学習教材の開発

### 「SDGs」「ESD」の普及啓発

- 親子参加体験型イベント等の実施

## 事業イメージ

### 教育推進体制の確立

#### SDGs庁内連絡会(仮称)

役割: SDGs達成のための教育推進体制について協議等を行う  
内容: 教育推進状況の共通理解と連携強化を図る。

### 学校教育で「SDGs」「ESD」の理念の浸透

#### 「ESD」教育の実践支援

#### 「SDGs」「ESD」の普及啓発

### 学校教育

#### 学習指導要領では

持続可能な社会の創り手となることができるようにと記され、これはESDが基盤となる理念である

SDGs達成の担い手に必要な資質・能力の向上

資質・能力

何ができるようになるか

教育課程の編成、適切な実施

持続可能な社会の創り手の育成

社会に開かれた教育課程

持続可能な開発のための教育(ESD)の実践

カリキュラム・マネジメント

SDGsの達成に向けた実践

何を学ぶか

13

どのように学ぶか



# SDGs達成につながる各校で取り組まれているESD(持続可能な社会の担い手を育む教育)

目標 4  
質の高い教育を全ての人に



新学習指導要領を視野に各教科において実践されている指導内容

主体的・問題解決的な学び、教科横断的・統合的な学び、対話的・協働的な学び

## 環境・エネルギー・防災・安全

## 人権・平和

## 伝統・文化・国際理解

**目標 2**  
飢餓をゼロにする  
食育の日(毎月19日)  
完食を目指そう  
米作り体験

**目標 6**  
安全な上下水の保障  
節水  
浄水場社会見学

**目標 1**  
貧困をなくす  
児童会・生徒会による募金活動  
県:通学費用の補助

**目標 10**  
人や国家間の平等  
共生社会に向けたインクルーシブ教育  
ユニバーサルデザイン  
税の作文

**目標 7**  
エネルギーをみんなに  
節電、再生可能エネルギー

**目標 9**  
産業と技術革新の基盤づくり  
ICT遠隔授業  
デジタル教材活用

**目標 3**  
健康と福祉  
高齢者との交流・バリアフリー福祉体験学習  
世界エイズデー特設授業

**目標 17**  
世界の協力とパートナーシップ  
JICA沖縄との連携  
英語教育立県、留学制度

**目標 11**  
住み続けられるまちづくり  
避難訓練  
世界遺産学習  
学校・地域(ふるさと学習)

琉球・沖縄の  
歴史教育

**目標 12**  
持続可能な生産と消費  
古紙リサイクル活動

**目標 5**  
ジェンダー平等の実現  
男女混合名簿、制服選択制  
毎月1日は人権の日、人権教室  
個性の尊重

全ての小中高特支における実践  
「教科横断的な取り組み」や  
「探究的な学習」、「地域に根ざした教育課程」において、実践されているESD(持続可能な社会の担い手づくり)は、SDGsの達成に直接・間接につながっています。

**目標 13**  
気候変動対策  
緑のカーテン  
森林の役割

**目標 14**  
海の豊かさ  
川や海の生き物  
ビーチクリーン

海洋  
(環境)教育

**目標 8**  
経済成長と人間らしい仕事  
キャリア教育  
観光教育

生きる力につ  
ながる教育

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD

**目標 15**  
陸の豊かさ  
生物多様性  
※研究指定校(辺土名高校)

**目標 16**  
平和で公正な社会と行政  
慰霊の日特設授業(小中高12年間)  
平和学習(県外からの修学旅行)

平和教育

**SDGsの推進**  
・教員の指導力向上のための研修会の充実  
・ESD教育の実践支援  
・地域社会と連携協働した普及啓発

### 沖縄らしいESD

**目標3・5・8 福祉・人権教育**  
多様性の尊重、個人の尊厳から  
キャリア教育につながる学習

**目標14・15 海洋(環境)教育**  
島しょ県として亜熱帯の自然、海を  
つなぐ海洋学習

**目標11・16 歴史・平和教育**  
琉球・沖縄の歴史・文化を学び平  
和の創造につながる歴史平和学習

**目標17 夢・希望**  
英語教育を推進し留学制度を充実  
させた多文化理解・国際理解学習